



担 当	京 都 労 働 局 労 働 基 準 部 労 災 補 償 課 課 長 氏 家 久 労災管理調整官 小 牧 弥穂子 電話 075-241-3217 (内線 231)
--------	--

### 令和2年度「京都労働局における精神障害及び脳・心臓疾患の労災補償状況」

～精神障害の労災請求件数は77件とわずかに減少  
脳・心臓疾患の労災請求は26件と増加～

京都労働局における令和2年度の「精神障害及び脳・心臓疾患の労災補償状況」を公表します。

#### 1 精神障害の労災補償状況

- (1) 業務上の事由による請求件数は77件（全国7番目）であり、前年度の79件（全国7番目）に比べ2件減少した。【表1-1】
- (2) 支給決定件数においては、22件となっており、前年度に比べ1件減少した。これを決定件数における割合（認定率）で見ると35%であった。支給決定された事案の出来事の類型をみると、【表1-1、表1-7】「悲惨な事故や災害の目撃・体験」が7件、「特別な出来事」「セクシュアルハラスメント」がそれぞれ3件、「パワーハラスメント」「仕事の内容・量の変化」がそれぞれ2件などとなっている。
- (3) 業種別請求件数は、「医療、福祉」が17件、「卸売業、小売業」が11件、「製造業」が10件、「情報通信業」が9件と続いており、幅広い業種での請求がみられる。  
支給決定件数においては「情報通信業」が6件、「サービス業」が4件、「製造業」が3件、「医療、福祉」が2件などとなっている。【表1-2】
- (4) 職種別請求件数では、「専門的・技術的職業従事者」が18件、「サービス職業従事者」が15件、「生産工程従事者」が13件、「事務従事者」が12件、「販売従事者」が7件、「運搬・清掃・包装等従事者」「輸送・機械運転従事者」がそれぞれ5件、「建設・採掘従事者」が2件と広範な職種にわたっている。  
支給決定件数においては、「生産工程従事者」が7件、「専門的・技術的職業従事者」4件、「事務従事者」が3件などとなっている。【表1-3】

- (5) 年齢別請求件数では、「30～39歳」が24件、「20～29歳」、「40～49歳」がそれぞれ21件、「50～59歳」が9件、「60歳以上」が2件となっている。  
支給決定件数においては、「20～29歳」「30～39歳」がそれぞれ8件、「40～49歳」が5件、「50～59歳」が1件となっている。【表1-4】
- (6) 支給決定件数を就業形態別にみると、「正規職員・従業員」が20件、「契約社員」が1件、「派遣労働者」が1件であった。【表1-6】

## 2 脳・心臓疾患の労災補償状況

- (1) 請求件数は26件（全国9番目）であり、前年度の16件（全国13番目）に比べ10件増加した。  
【表2-1】
- (2) 支給決定件数は4件で前年度と同件数となっている。【表2-1】
- (3) 業種別請求件数は、「製造業」が7件と最も多く、次いで「運輸業、郵便業」が6件、「建設業」「サービス業」がそれぞれ4件などとなっている。  
支給決定件数においては、「サービス業」「運輸業、郵便業」「建設業」「不動産・物品賃貸業」がそれぞれ1件となっている。【表2-2】
- (4) 職種別請求件数では、「運搬・清掃・包装等従事者」「輸送・機械運転従事者」がそれぞれ6件、「生産工程従事者」「専門的・技術的職業従事者」がそれぞれ3件、「サービス職業従事者」「建設・採掘従事者」「販売従事者」がそれぞれ2件などと、広範な職種にわたっている。  
支給決定件数においては、「専門的・技術的職業従事者」が2件、「輸送・機械運転従事者」「事務従事者」がそれぞれ1件となっている。【表2-3】
- (5) 年齢別請求件数では、「60歳以上」が12件、「40～49歳」が6件、「50～59歳」が5件、「30～39歳」が3件となっている。  
支給決定件数においては「40～49歳」が2件、「50～59歳」が1件、「60歳以上」が1件となっている。【表2-4】
- (6) 支給決定件数を就業形態別にみると、4件とも「正規職員・従業員」であった。  
【表2-6】

表1-1 精神障害の労災補償状況

(件)

区 分		年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
精神障害	請求件数		55	54	46	79	77
	決定件数		43	58	50	56	63
	支給決定件数 (認定率)		12 (27.9%)	9 (15.5%)	11 (22.0%)	23 (41.0%)	22 (34.9%)
うち自殺 (未遂を含む。)	請求件数		3	5	5	7	2
	決定件数		4	4	6	3	6
	支給決定件数 (認定率)		2 (50.0%)	1 (25.0%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (75.0%)

- 注) 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に係る精神障害について集計したものである。  
 2 決定件数は、当該年度に請求されたものに限るものではない。  
 3 支給決定件数は、決定件数のうち業務上として認定した件数である。  
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。

図1-1 精神障害に係る労災請求・決定件数の推移

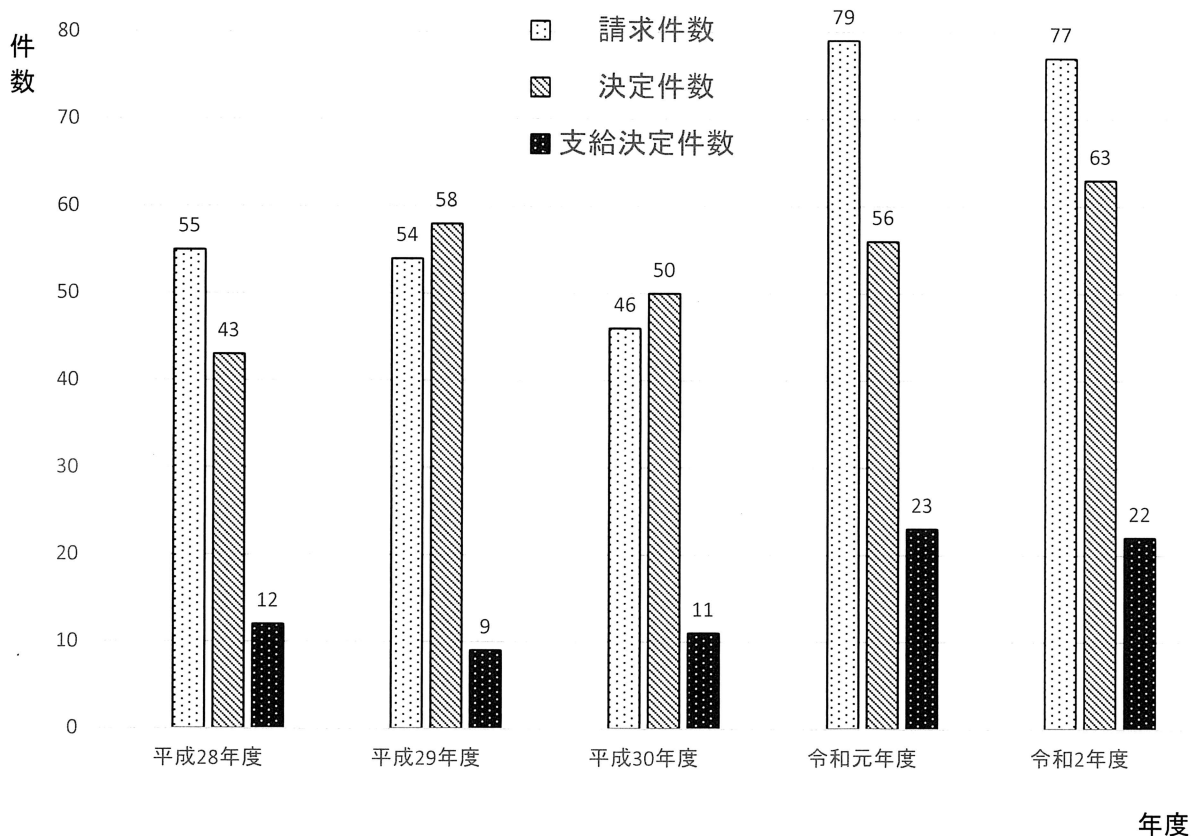


表1-2 精神障害の業種別請求及び支給決定件数一覧

(件)

業種	年度	令和元年度			令和2年度		
		請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業、林業、漁業、鉱業、 砕石業、砂利採取業		0	0	0	0	0	0
製造業		12	6	1	10	13	3
建設業		3	3	0	2	2	1
運輸業、郵便業		4	3	1	6	2	0
卸売業、小売業		10	12	6	11	7	1
金融業、保険業		2	0	0	1	2	1
教育、学習支援業		2	1	0	5	2	1
医療、福祉		12	9	2	17	11	2
情報通信業		14	11	9	9	8	6
宿泊業、飲食サービス業		2	2	1	4	1	0
その他の事業(上記以外の事業)		18	9	3	12	15	7
合計		79	56	23	77	63	22

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

図1-2 業種別構成比

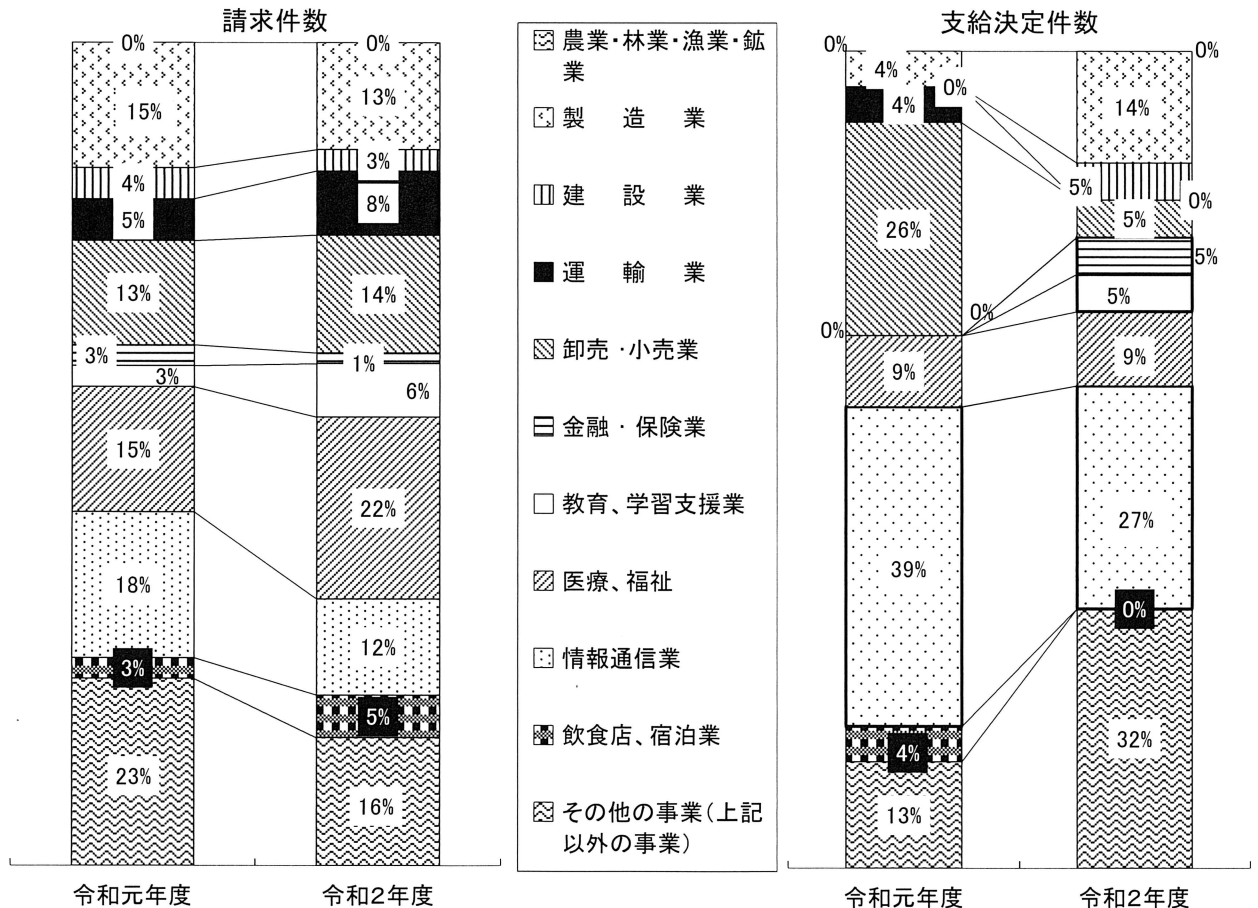


表1-3 精神障害の職種別請求及び支給決定件数一覧

(件)

職 種	年 度	令和元年度			令和2年度		
		請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者		10	10	1	18	11	4
管理的職業従事者		4	0	0	0	3	2
事務従事者		19	15	9	12	13	3
販売従事者		10	8	3	7	6	2
サービス職業従事者		10	7	2	15	8	2
輸送・機械運転従事者		3	2	1	5	3	0
生産工程従事者		15	9	7	13	10	7
運搬・清掃・包装等従事者		5	3	0	5	7	2
建設・採掘従事者		2	2	0	2	1	0
その他の職種(上記以外の職種)		1	0	0	0	1	0
合 計		79	56	23	77	63	22

注 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

図1-3 職種別構成比

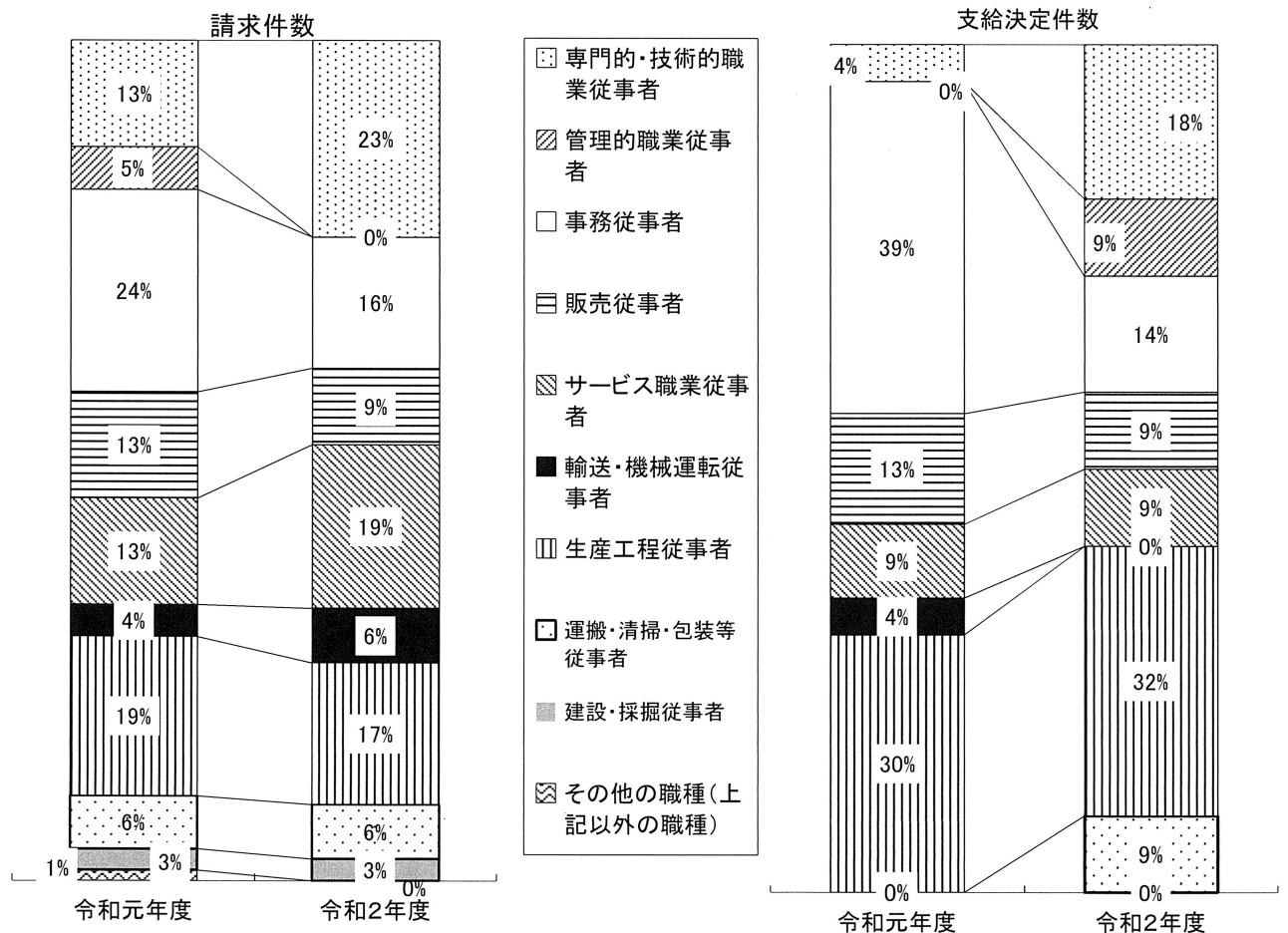


表1-4 精神障害の年齢別請求及び支給決定件数一覧

(件)

年度 年齢	令和元年度						令和2年度					
	請求件数		決定件数				請求件数		決定件数			
		うち自殺 (未遂を 含む。)		うち自殺 (未遂を 含む。)	うち 支給 決定 件数	うち自殺 (未遂を 含む。)		うち自殺 (未遂を 含む。)		うち自殺 (未遂を 含む。)	うち 支給 決定 件数	うち自殺 (未遂を 含む。)
19歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～29歳	23	2	15	1	6	0	21	0	20	1	8	1
30～39歳	25	2	16	1	6	0	24	0	19	1	8	0
40～49歳	20	3	12	0	7	0	21	0	16	3	5	2
50～59歳	8	0	12	1	4	0	9	2	6	1	1	1
60歳以上	3	0	1	0	0	0	2	0	2	0	0	0
合計	79	7	56	3	23	0	77	2	63	6	22	4

図1-4 年齢別構成比

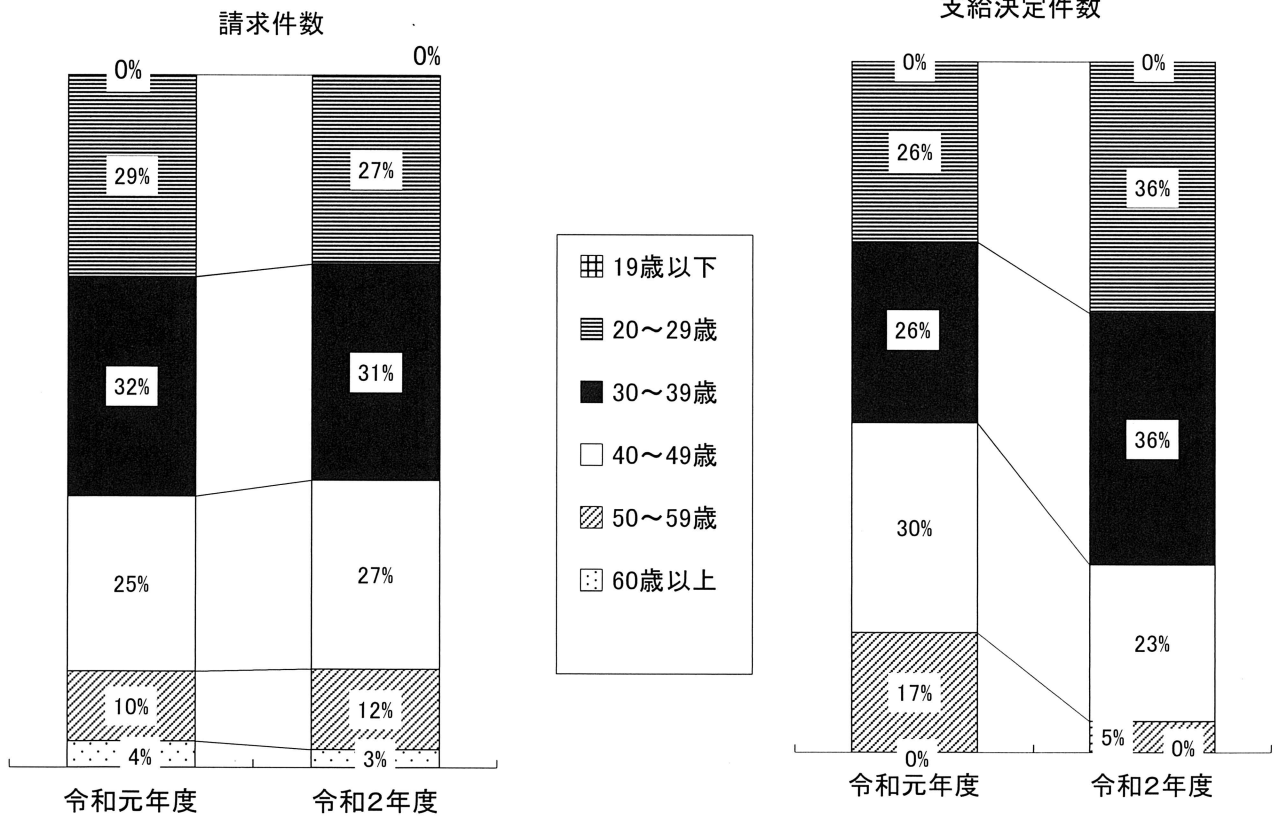


表1-5 精神障害で支給決定された事案  
 (1か月平均の時間外労働時間数別)

(件)

区分	年度		
	令和2年度	うち自殺 (未遂を含む。)	
20 時 間 未 満	8	0	
20 時 間 以 上 ~ 40 時 間 未 満	3	0	
40 時 間 以 上 ~ 60 時 間 未 満	1	0	
60 時 間 以 上 ~ 80 時 間 未 満	2	2	
80 時 間 以 上 ~ 100 時 間 未 満	1	1	
100 時 間 以 上 ~ 120 時 間 未 満	2	1	
120 時 間 以 上 ~ 140 時 間 未 満	0	0	
140 時 間 以 上 ~ 160 時 間 未 満	0	0	
160 時 間 以 上	1	0	
合 計	18	4	
( 参 考 ) 支 給 決 定 件 数	22	4	

注 本表の合計件数と支給決定件数との差は、PTSD又は出来事による心理的  
 負荷の程度が特に過重な場合など、労働時間の長さをみるまでもなく支給決  
 定された事案等の件数である。

表1-6 精神障害の就業形態別決定及び支給決定件数一覧

(件)

区分	令和元年度		令和2年度		令和元年度		令和2年度	
	決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺
正規職員・従業員	47	2	21	0	49	6	20	4
契約社員	1	0	1	0	6	0	1	0
派遣労働者	0	0	0	0	2	0	1	0
パート・アルバイト	7	1	1	0	6	0	0	0
その他(特別加入等)	1	0	0	0	0	0	0	0
合計	56	3	23	0	63	6	22	4

注 雇用形態の区分は以下のとおりである。

1 正規職員・従業員

一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。

2 契約社員

専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。

3 派遣労働者

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。

4 パート・アルバイト

終業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。



表1-7 精神障害の出来事別決定及び支給決定数一覧

出来事の類型	具体的な出来事	令和元年度				令和2年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	
1 事故や災害の体験	(重度の)病気やケガをした	1				4	0	0	0
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	3		1		7	0	7	0
2 仕事の失敗、過重な責任の発生等	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした								
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした								
	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた								
	自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた								
	業務に関連し、違法行為を強要された								
	達成困難なノルマが課された					1	0	0	0
	ノルマが達成できなかった								
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった								
	顧客や取引先から無理な注文を受けた								
	顧客や取引先からクレームを受けた	1				4	1	1	1
大きな説明会や公式の場での発表を強いられた									
上司が不在になる事により、その代行を任された									
3 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった	2	1			4	2	2	2
	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	4	1	3		1	0	1	0
	2週間以上にわたって連続勤務を行った	2		2		1	0	1	0
	勤務形態に変化があった								
	仕事のペース、活動の変化があった								
4 役割・地位の変化等	退職を強要された	3	1			1	0	0	0
	配置転換があった	1				3	0	0	0
	転勤をした	1				2	2	1	1
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	1							
	非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた	1				1	0	0	0
	自分の昇格・昇進があった								
	部下が減った								
	早期退職制度の対象となった	1							
非正規社員である自分の契約満了が迫った 注2	1								
4 対人関係	パワハラを受けた					6	0	2	0
	同僚等から暴行又は(ひどい)いじめ、嫌がらせを受けた	5		1		2	0	0	0
	上司とのトラブルがあった	5		1		9	0	0	0
	同僚とのトラブルがあった					1	0	0	0
	部下とのトラブルがあった					1	0	1	0
	理解してくれていた人の異動があった					1	0	0	0
	上司が替わった	1							
	同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された								
6 セクシュアルハラスメント	セクシュアルハラスメントを受けた	6		3		3	0	3	0
7 特別な出来事 注2		12		12		3	0	3	0
8 その他 注3		5				8	1	0	0

注1 「具体的な出来事」は、平成23年12月2日付け基発第1226号第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(以下「認定基準」という。)別表1による。

注2 「特別な出来事」は、心理的負荷が極度のもの等の件数である。

注3 「その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数である。

表2-1 脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等事案）の労災補償状況

(件)

区 分		年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
脳・心臓疾患	請求件数		40	19	30	16	26
	決定件数		35	24	26	24	20
	支給決定件数		11	6	4	4	4
	(認定率)		(31.4%)	(25.0%)	(15.3%)	(16.6%)	(20.0%)
うち死亡	請求件数		12	1	6	2	4
	決定件数		11	5	6	4	4
	支給決定件数		2	3	0	0	0
	(認定率)		(18.1%)	(60.0%)	(0%)	(0%)	(0%)

- 注) 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に係る脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等事案）について集計したものである。  
 2 決定件数は、当該年度に請求されたものに限るものではない。  
 3 支給決定件数は、決定件数のうち業務上として認定した件数である。  
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。

図2-1 脳・心臓疾患に係る労災請求・決定件数の推移

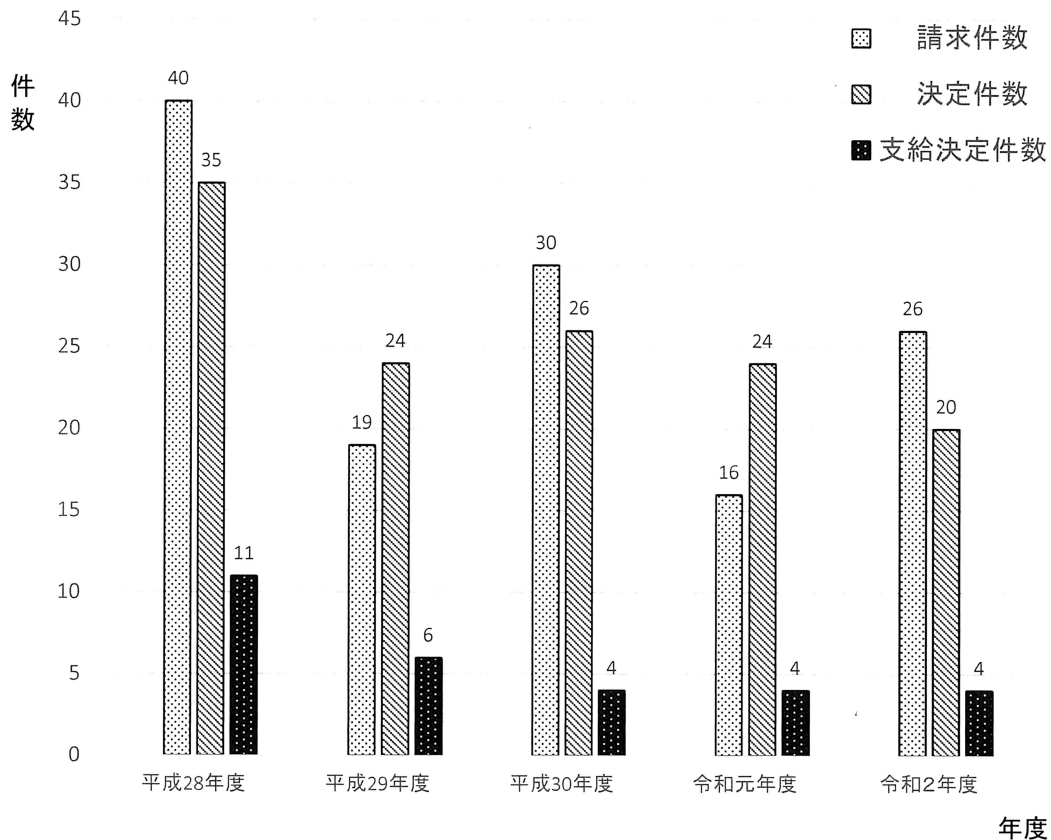


表2-2 脳・心臓疾患の業種別請求及び支給決定件数一覧

(件)

業種	年度	令和元年度			令和2年度		
		請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業、林業、漁業、鉱業、 砕石業、砂利採取業		0	0	0	0	0	0
製造業		2	2	0	7	5	0
建設業		3	2	0	4	5	1
運輸業、郵便業		5	6	1	6	4	1
卸売業、小売業		2	4	2	1	0	0
金融業、保険業		0	0	0	0	0	0
教育、学習支援業		0	1	0	0	0	0
医療、福祉		1	4	1	2	1	0
情報通信業		0	1	0	0	0	0
宿泊業、飲食サービス業		0	1	0	0	0	0
その他の事業(上記以外の事業)		3	3	0	6	5	2
合計		16	24	4	26	20	4

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

図2-2 業種別構成比

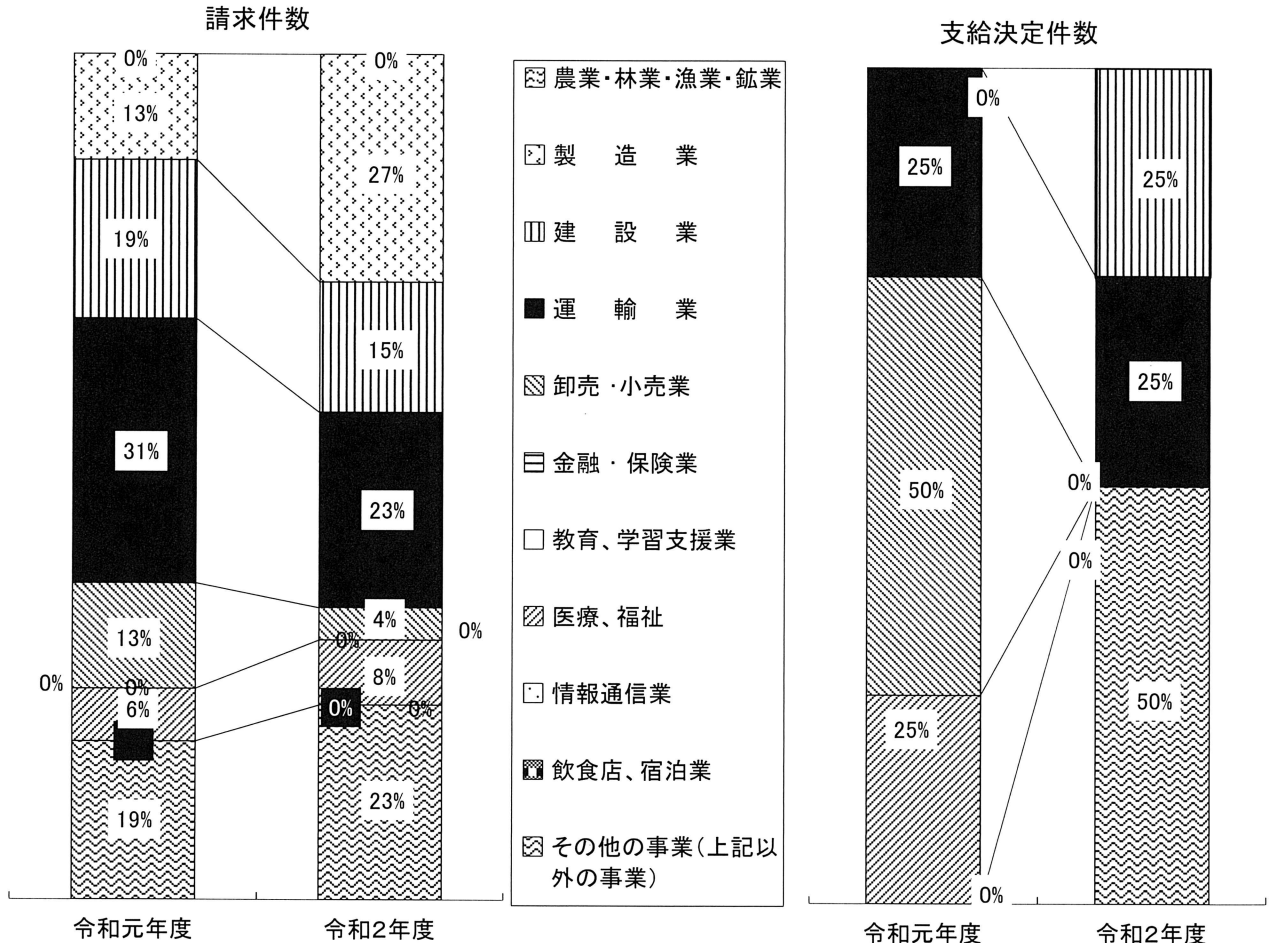


表2-3 脳・心臓疾患の職種別請求及び支給決定件数一覧

(件)

年 度	令和元年度			令和2年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	1	3	1	3	4	2
管理的職業従事者	1	2	0	1	0	0
事務従事者	1	0	0	0	1	1
販売従事者	0	2	1	2	1	0
サービス職業従事者	3	5	0	2	1	0
輸送・機械運転従事者	3	5	0	6	3	1
生産工程従事者	1	1	0	3	3	0
運搬・清掃・包装等従事者	4	4	2	6	5	0
建設・採掘従事者	2	2	0	2	2	0
その他の職種(上記以外の職種)	0	0	0	1	0	0
合 計	16	24	4	26	20	4

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業員などである。

図2-3 職種別構成比

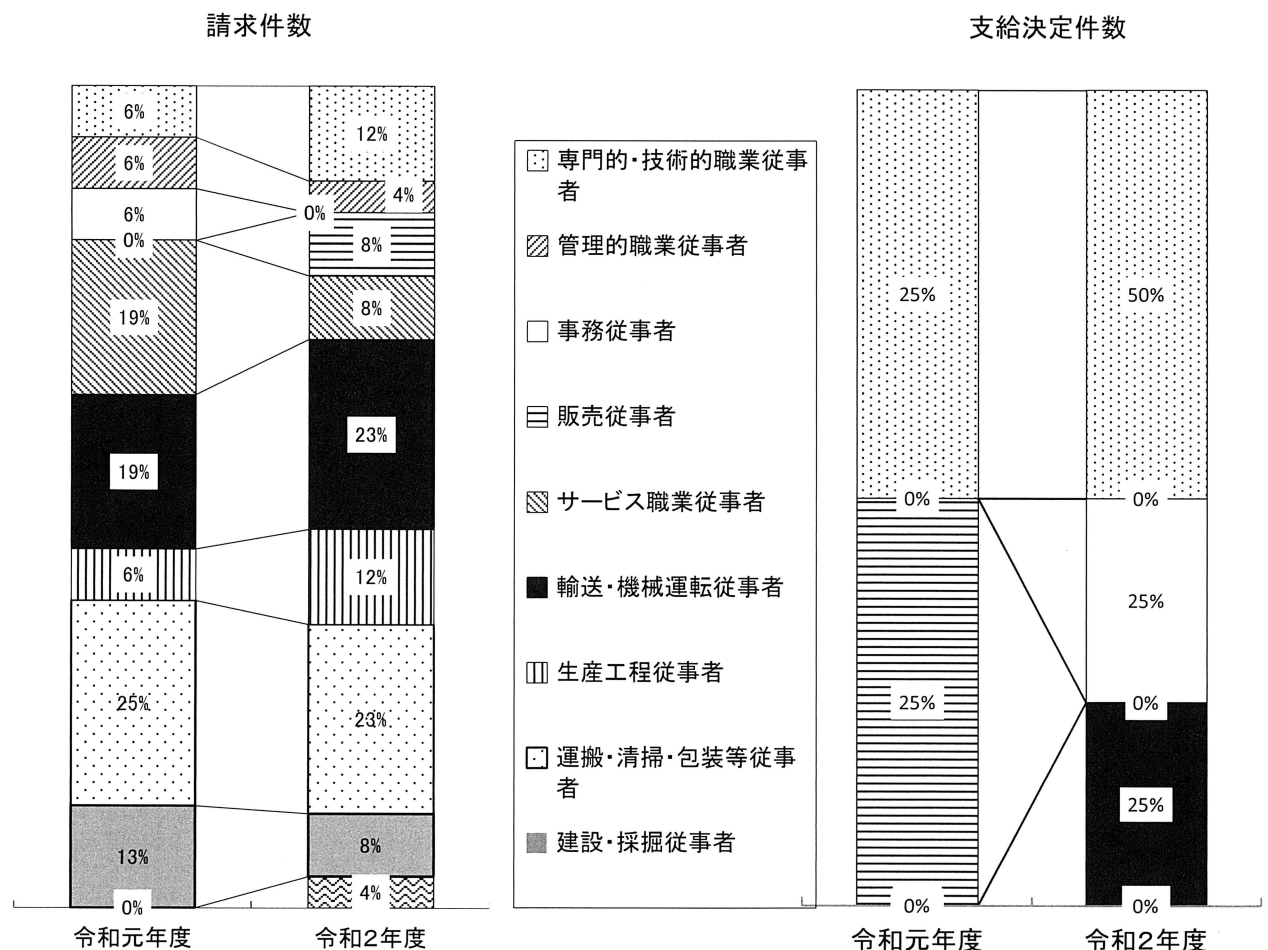


表2-4 脳・心臓疾患の年齢別請求及び支給決定件数一覧

(件)

年齢	年度	令和元年度				令和2年度			
		請求件数		支給決定件数		請求件数		支給決定件数	
			うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19歳以下		0	0	0	0	0	0	0	0
20～29歳		0	0	0	0	0	0	0	0
30～39歳		0	0	0	0	3	0	0	0
40～49歳		5	0	2	0	6	1	2	0
50～59歳		7	1	1	0	5	2	1	0
60歳以上		4	1	1	0	12	1	1	0
合計		16	2	4	0	26	4	4	0

図2-4 年齢別構成比

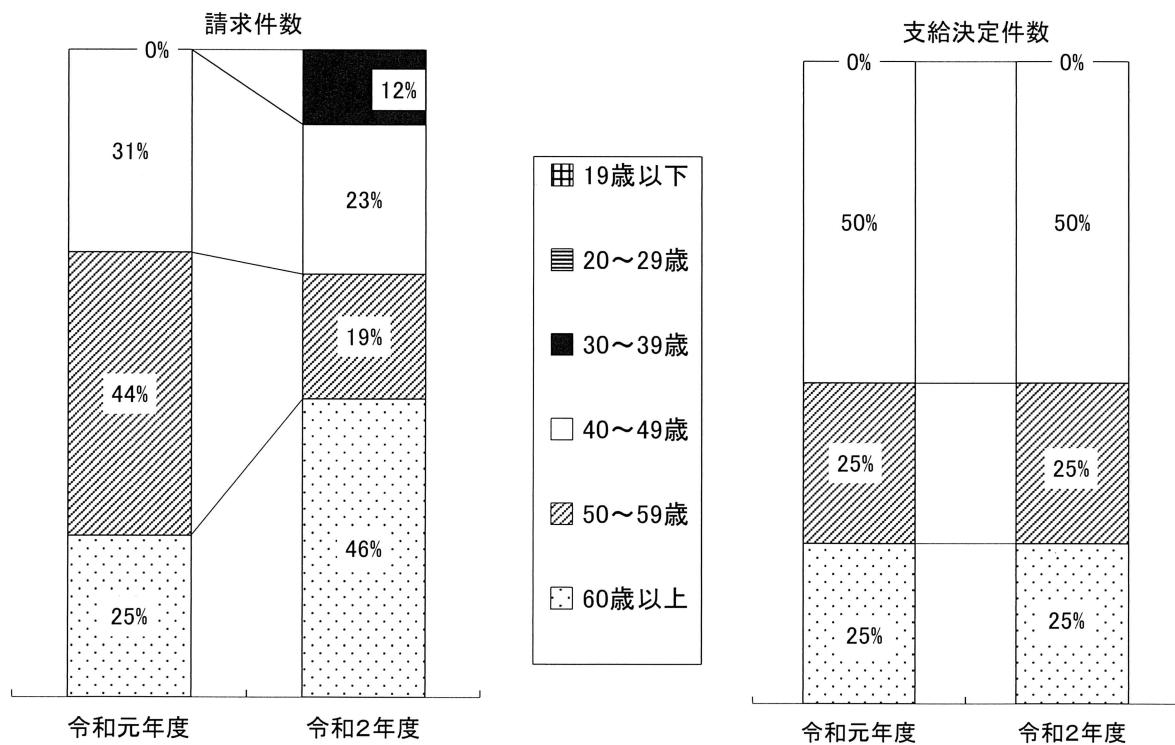


表2-5 脳・心臓疾患で「長期間の過重業務」により支給決定された事案  
 (1か月平均の時間外労働時間数別)

(件)

区分	年度	令和2年度	
			うち死亡
45 時 間 未 満		0	0
45 時 間 以 上 ~ 60 時 間 未 満		0	0
60 時 間 以 上 ~ 80 時 間 未 満		0	0
80 時 間 以 上 ~ 100 時 間 未 満		1	0
100 時 間 以 上 ~ 120 時 間 未 満		1	0
120 時 間 以 上 ~ 140 時 間 未 満		1	0
140 時 間 以 上 ~ 160 時 間 未 満		1	0
160 時 間 以 上		0	0
合 計		4	0
( 参 考 ) 支 給 決 定 件 数		4	0

注 本表の合計件数と支給決定件数との差は、認定要件のうち、「短期間の過重業務」により支給決定された事案の件数である。

表2-6 脳・心臓疾患の就業形態別決定及び支給決定件数一覧

(件)

区分	令和元年度				令和2年度			
	決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡	
正規職員・従業員	12	3	2	0	15	3	4	0
契約社員	1	0	0	0	1	0	0	0
派遣労働者	1	0	0	0	1	1	0	0
パート・アルバイト	4	0	2	0	1	0	0	0
その他(特別加入等)	6	1	0	0	2	0	0	0
合計	24	4	4	0	20	4	4	0

注 雇用形態の区分は以下のとおりである。

- 1 正規職員・従業員  
一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
- 2 契約社員  
専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
- 3 派遣労働者  
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
- 4 パート・アルバイト  
終業の時間や日数に関係なく、勤務先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。